

# 六十谷水管橋害鳥対策業務委託仕様書

本仕様書は、六十谷水管橋害鳥対策業務委託に関して必要な事項を定めるものである。  
なお、「甲」及び「乙」というのは、契約書明示の甲及び乙と同一とする。

(目的)

第1条 六十谷水管橋に停留する害鳥を追払い、糞害による水管橋の景観性を向上させ、良好な状態に保つ事を目的とし行うものである。

(業務範囲)

第2条 業務範囲は、六十谷水管橋、橋長546.55メートル及び周辺とする。

(業務計画書)

第3条 乙は、六十谷水管橋について事前に業務を効率よく遂行するため現地の状況、その他について、十分に状況把握し、業務計画書として取りまとめ提出し、担当者の確認を得た後、業務に着手する。また、業務計画に変更が生じたときは、速やかにその内容について担当者に報告し承諾を得た後、変更業務計画書を提出すること。

## 2 業務計画書提出事項

- (1) 業務概要
- (2) 業務内容
- (3) 業務工程表
- (4) 業務組織計画書
- (5) 位置図
- (6) 使用機器
- (7) 連絡体制 (緊急時を含む)
- (8) 安全管理

(業務責任者)

第4条 乙は、業務の全てを管理する業務責任者を選定し、業務責任者届を提出しなければならない。なお、その選定にあたり、本業務に必要な知識、技術力を有する者を選定し経歴書を提出すること。また、業務責任者に変更が生じたときは、速やかに担当者に報告し承諾を得た後、業務責任者変更届を提出すること。

2 乙は、履行期間中、本市と業務責任者とが常時連絡を取れるようにしなければならない。

3 業務責任者は、契約の的確な履行を確保するため、業務実施中、現場に常駐しなければならない。なお、業務責任者がやむを得ず現場から一時離れるときは、担当者に連絡し承認を得た上で、職務を代行する者を常駐させること。

(有資格者の配置)

第5条 本業務において、法令で定められている資格者を要する作業を実施する場合は、必

ず有資格者の配置と免状の写しを提出すること。

(業務内容)

第6条 業務にはドローンを使用し、六十谷水管橋の上空及び周辺を30分程度飛行し、停留する害鳥を追払う。

(業務回数)

第7条 業務回数は、以下の通りとする。

(1) 飛行回数は25回とし、月ごとの飛行回数は下記のとおりとする。

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1日	2日	6日	6日	2日	2日	4日	2日

※1日あたり3回(朝、昼、夕)飛行することとする

(2) 月ごとの飛行回数は原則上記とするが、悪天候や、六十谷水管橋に害鳥が停留していない等により、ドローン飛行に適さない状況の時は、甲乙協議の上合計飛行回数が変わらない範囲で月ごとの飛行回数を調整することができる。

(官・民有地への立ち入り及び業務員証明)

第8条 乙は、業務のため官・民有地に立ち入る場合は、その目的を告げ事前に了解を得なければならない。また、甲が発行する委託業務従事者証明書を常時携帯しなければならない。

2 前項に規定する委託業務従事者証明書については、別紙1「委託業務従事者証明書」の様式により乙が作成し、甲に発行申請をすること。

(業務機器)

第9条 業務に必要な機器等については、乙が用意するものとする。また、仕様書に記載がなくとも業務上必要が生じた機器についても乙の負担により用意するものとする。

2 乙は、使用する機器等を常に点検し、十分な整備をしておく。

(記録写真撮影)

第10条 撮影は、業務の状態を記録するものであり、別紙2「業務記録写真撮影要領」に基づき撮影しなければならない。

(六十谷水管橋記録表)

第11条 乙は、業務結果を、別紙3「ドローン飛行前後の害鳥の数の記録表」に記録し提出しなければならない。

(完了)

第12条 乙は、業務完了後、速やかに完了届を提出しなければならない。

(提出書類)

第13条 乙は、別紙4「提出書類一覧」に記載する提出時期を厳守し、各書類を提出しなければならない。

(関係法令の厳守)

第14条 乙は業務にあたり、そのことに関する諸法規その他諸法令を厳守し、業務の円

滑なる進捗を図るとともに諸法令等の運用適用は、乙の負担と責任において行わなければならない。

(監督官公庁への許認可申請)

第15条 業務のため必要な関係官公庁その他の者に対する手続きは、担当者の承諾を得た後、乙において迅速に処理しなければならない。なお、これらに係る費用は、一切乙の負担とする。

(第三者に及ぼした損害)

第16条 乙は、業務にあたり付近住民に迷惑のかからぬよう努めなければならない。

2 業務に伴い発生した物件等の毀損の補修及び騒音・振動・濁水・交通等による事業損失に係る補償は、乙の負担において行わなければならない。

3 業務の遂行に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

(安全管理)

第17条 乙は、業務にあたっては細心の注意をはらい関係法令を遵守し、公衆及び従業員の安全を図らなければならない。

2 事故が発生した場合は、速やかに担当者に報告し、事故・損害発生通知書を提出しなければならない。

3 業務は所要人員を配し、現場内の整理、整頓及び安全に努めなければならない。

(補則)

第18条 この仕様書に定めのない事項又は、疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

委託業務従事者証明書様式

(参考)

9cm

<p>ここに写真を貼る</p>	<p><b>委託業務従事者証明書</b> <span style="float: right;">No.</span></p> <p>会社名 氏名 交付 令和 年 月 日</p>
<p>上記の者は、和歌山市企業局との契約によって六十谷水管橋害鳥対策業務委託に従事するものであることを証明する。</p> <p>有効期間 令和 年 月 日まで 和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男</p>	

6cm

## 業務記録写真撮影要領

### 1 要領の適用

記録写真の撮影にあたっては、この要領に基づき撮影しなければならない。

### 2 撮影箇所

撮影箇所は、六十谷水管橋及び周辺とし、業務状況の他、担当者が指示する箇所、又は当然記録に残す必要がある箇所は撮影しておかなければならない。

### 3 撮影方法

#### (1) 撮影内容と頻度

(ア) ドローン飛行前後と途中（飛行中）適宜必要に応じて撮影すること。

(イ) ドローン飛行前後は、害鳥の数が概ね確認できるように撮影すること。

#### (2) 撮影位置等の表示

(ア) 写真には、原則として「黑板記載様式」の黑板を入れて撮影すること。

(イ) 位置の確認を容易にするために、出来るだけ付近の背景を入れること。

### 4 写真整理編集

#### (1) 写真の整理

(ア) 写真撮影後は、速やかに現像焼付けし、業務の進行順に整理して、担当者が必要に応じて確認できるようにしておくこと。

(イ) 写真は、常に写真帖に整理し、必要に応じて余白に説明をつけること。

(2) 写真の提出 業務が完了した後、表紙に業務名、委託者名等を記入の上、提出すること。

### 5 その他

(1) 撮影は、出来るだけ同一方向に一定して撮ること。

(2) 必要に応じて遠方とアップを撮影すること。

黑板記載様式

【参考】

担当課	和歌山市企業局 維持管理課
委託名称	六十谷水管橋害鳥対策業務委託
委託場所	六十谷水管橋
作業内容	○月○回目 ドローン飛行（前・中・後）
委託業者	○○株式会社



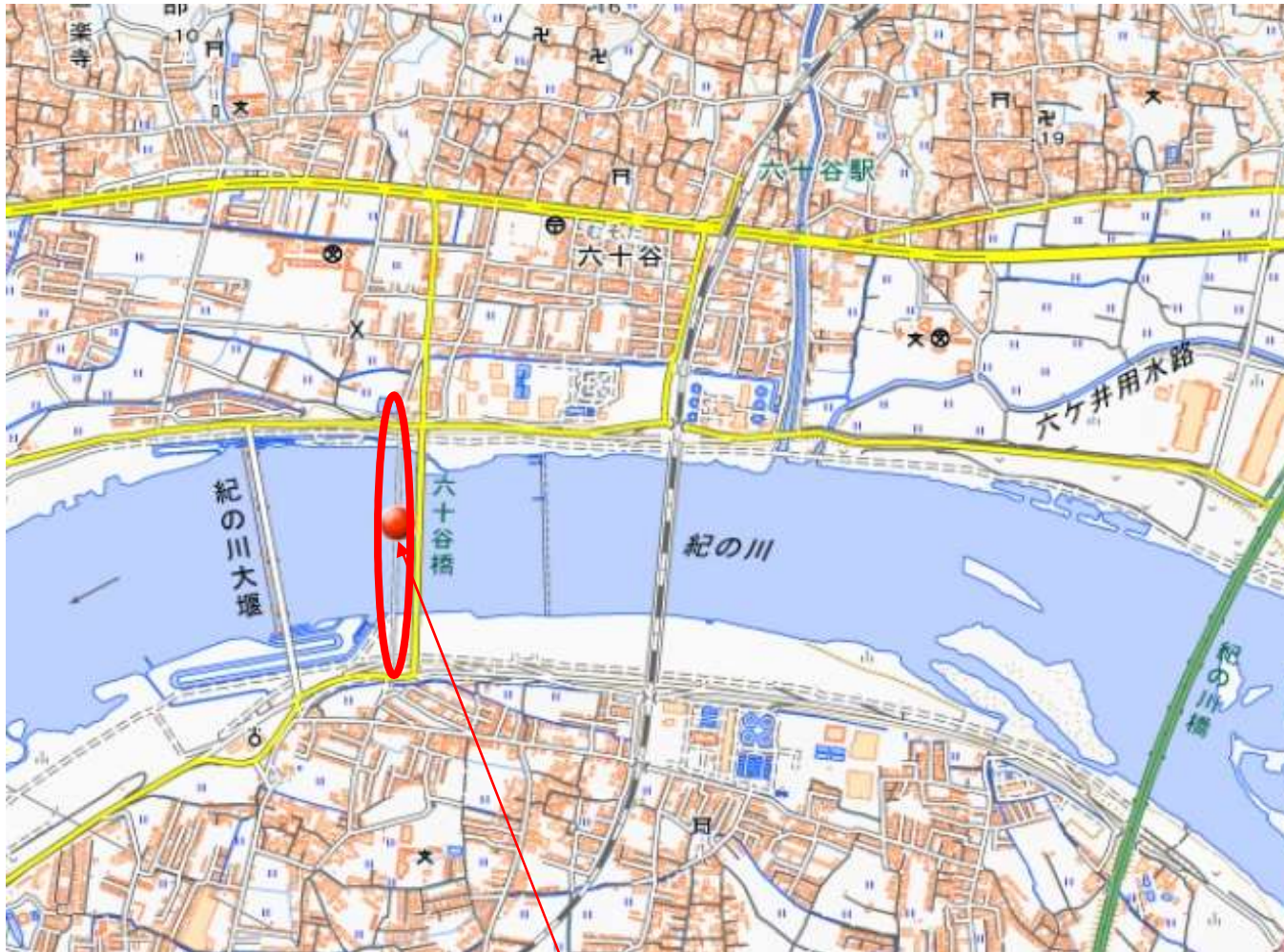
## 提出書類一覧

番号	書類名	作成者	宛先	サイズ	部数	提出時期	備考
1	業務責任者届	受託者	発注者	A4	1	契約後速やかに	
2	経歴書(業務責任者)	受託者	発注者	A4	1	契約後速やかに	
3	経歴書(操縦者)	受託者	発注者	A4	1	契約後速やかに	
4	経歴書(補助者)	受託者	発注者	A4	1	契約後速やかに	
5	有資格者の免状の写し	受託者	発注者	A4	1	資格者を要する場合 契約後速やかに	
6	業務責任者変更届	受託者	発注者	A4	1	変更時	
7	業務計画書	受託者	発注者	A4	1	契約後速やかに	
8	変更業務計画書	受託者	発注者	A4	1	変更時	
9	委託業務従事者証明書交付願	受託者	担当者	A4	1	契約後速やかに	
10	完了届	受託者	発注者	A4	1	完了後速やかに	
11	事故・損害発生通知書	責任者	発注者	A4	1	事故発生後速やかに	
12	報告書	責任者	発注者	A4	2	完了後	
13	ドローン飛行前後の害鳥の数の記録表	受託者	発注者	A4	1	完了後	
14	業務記録写真	受託者	発注者	A4	1	完了後	

本業務で作成する報告書は、次のとおりとする。

- ①業務概要(目的、業務方法)
- ②業務結果(記録表・記録写真・考察提言)

# 履行場所



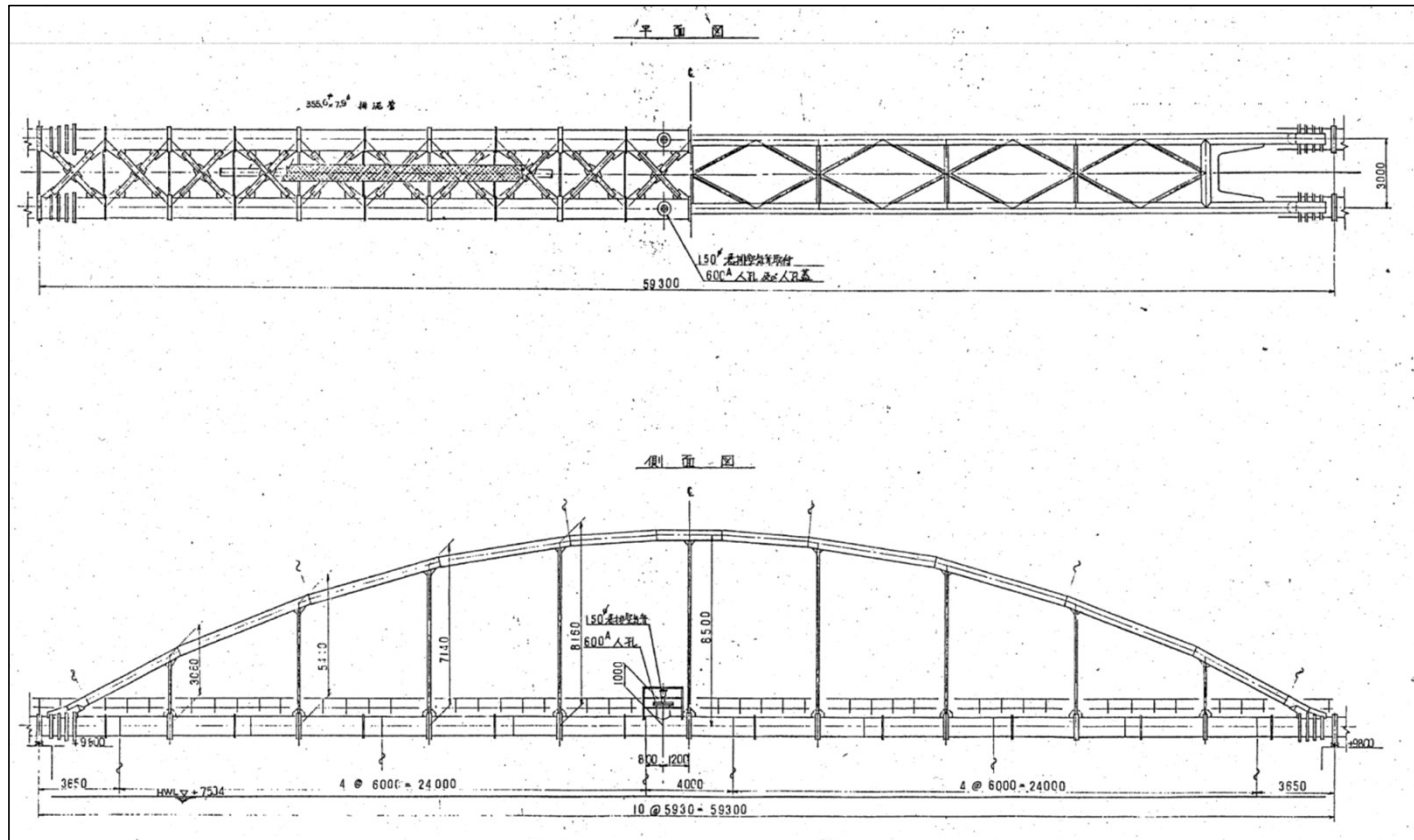
六十谷水管橋

# 六十谷水管橋側面圖



左岸 (加納)

右岸 (六十谷)



# 六十谷水管橋



## 業務委託契約書(案)

和歌山市(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、六十谷水管橋害鳥対策業務について、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

(委託業務)

第1条 甲は、六十谷水管橋害鳥対策業務(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

(委託期間)

第2条 この契約の期間は、令和8年 月 日から令和9年3月31日までとする。

(委託業務の履行方法)

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

(委託金)

第4条 委託金の総額は、 円(うち消費税及び地方消費税 円を含む。)とする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、和歌山市公営企業契約規程(平成17年水道局規程第10号)第5条第3号の規定により不納付とする。

(責任者の選任)

第6条 乙は、契約後直ちに委託業務内容に対応できる責任者(有資格者を含む。)を選任し、経歴書を添えて甲に届けなければならない。

2 乙は、委託業務を行う場合前項で選任した責任者を立ち合わせなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(委託業務の調査等)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

(業務内容の変更等)

第10条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、

甲乙協議して書面により定めるものとする。

- 2 甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

(損害の負担)

第11条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

- 2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(乙の履行不能)

第12条 乙は、その責めに帰すべき事由により委託業務を履行できないときは、その履行不能分に相当する委託金額を減額して、甲に委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

- 2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

- 3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10の金額に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

(履行遅滞に係る遅延賠償金)

第13条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により契約期間内に委託業務を完了することができない場合において、契約期間後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、乙から遅延賠償金を徴収して契約期間を延長することができる。

- 2 前項の遅延賠償金は、契約金額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

(確認)

第14条 乙は、委託業務を履行したときは、その都度遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

- 2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、前項の規定に準じ、甲の確認を受けなければならない。

(委託金の支払)

第15条 乙は、履行すべき委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して委託金の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

- 3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、

未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で算出した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第16条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき事由により、委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 債務の履行を拒絶する意思を明確に示したとき。

(3) 事由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

(甲の解除通知)

第17条 甲は、必要があるときは、乙に対して通知をしてこの契約を解除することができる。

2 第10条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

- (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
  - (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
  - (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（談合等不正行為に係る甲の解除）

第19条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契

約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（乙の解除権）

第20条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第10条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第10条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が契約期間の10分の5を超えたとき。

2 第10条第2項及び第16条第4項の規定は、前項の規定により、この契約が解除された場合に準用する。

（乙の不完全履行責任）

第21条 甲は、乙がその責めに帰すべき事由により不完全な履行をしたと認められるときは、乙に対し、完全な履行を請求することができる。

2 甲は、乙に対し、前項の完全な履行に代え、又は完全な履行とともに損害賠償を請求することができる。

（賠償金等の徴収）

第22条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は損害金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは乙に追徴する。

（秘密の保持等）

第23条 乙は、委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたとき

は、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第24条 乙は、業務委託の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めるときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができるものとする。

(管轄裁判所)

第25条 この契約に関し、甲と乙の間で訴訟の必要が生じた場合は、和歌山市を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

(補則)

第26条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 住所 和歌山市七番丁23番地  
氏名 和歌山市  
和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

乙 住所  
氏名

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

#### (適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

#### (教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

#### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めると及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。

# 質問・回答について

1 委 託 名 称 六十谷水管橋害鳥対策業務委託

2 委 託 番 号 34

3 担 当 課 維持管理課

## 4 質 問 及 び 回 答

- (1) 質問は、文書で提出してください。提出は持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールによるものとし、電話によるものは受け付けません。ただし、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより質問書を提出した場合は、着信を確認してください。
- (2) 提出先は、公告文等についての質問は契約課調達班、仕様書等についての質問は担当課となります。（入札説明書4参照）
- (3) 質問の提出の受付は、公告日から令和8年6月5日（和歌山市の休日をも定める条例（平成元年条例第62号）第1条に規定する休日を含まない。）までの執務時間中（8時30分から17時15分まで）とします。
- (4) 回答については、できるだけ速やかに和歌山市企業局のホームページに掲示します。